

## 「既製品治療用装具の価格分析及び実態調査」

愛知支部 業務第三グループ グループ長補佐 虫賀 健志  
業務第三グループ 鈴木 孝浩、野村 高志

---

### 概要

#### 【目的】

既製品の治療用装具についてどのような製品が使用されているのか、また、製品ごとの算定価格を調査し、現状に見合った価格算定方法について考察し提言する。

#### 【方法】

愛知支部において2018年4月から6月の間に支給された治療用装具療養費のうち、既製品の治療用装具についてデータベースを作成し、価格のばらつきや市場価格との乖離等について分析する。また、患者あてのアンケートを行い、装具装着時における対応状況等を明らかにする。

#### 【結果】

治療用装具 5,793 件、支給金額 131,116,898 円のうち、既製品であることが判明したのは、1,936 件(33.4%)、26,659,944 円(20.3%)であった。対象データを基に粗く推計すると、既製品の年間支給金額は、協会けんぽ全体では約 12 億円、医療保険全体では約 72.2 億円となる。各装具で同一（もしくは類似）製品にもかかわらず大きな価格差が生じており最大で 2.8 倍の価格差があること、市場価格と比べて最大で 3.6 倍の価格差があることが確認できた。また、患者アンケートからは、既製品装具の場合、義肢装具士の調整や説明が個人の効果実感に与える影響は余り見られないということが分かった。

#### 【考察】

同一製品における価格差の要因としては、根本的には既製品に対する価格の基準がないことから、オーダーメイドを念頭とした購入基準に定められている要素ごとの価格を、装具業者が任意に積算しているためと考える。

最後に、今回の調査結果をもとに2点提言する。

- ① 既製品治療用装具について価格の基準を設けること。
- ② 中長期的には、既製品治療用具を療養費の対象外もしくは保険適用外とすることを検討してはどうか。

### 【目的】

愛知支部は支部別の治療用装具療養費の支給件数が全国トップ<sup>1</sup>である。また、近年治療用装具のうち既製品の申請が増加していると思われるが、装具業者ごとの価格差の存在、実態（市場価格）に合わない必要以上に高額な価格の設定などの疑義が生じている。

2016年9月23日付厚労省通知「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」では、療養費の支給対象とすることが適当と認められる既製品をリスト化した<sup>2</sup>が、その価格については定められていない。

以上のことから、既製品の治療用装具についてどのような製品が使用されているのか明らかにし、また、製品ごとに現在算定されている価格の調査・分析を行うこととする。さらに、実際に既製品の治療用装具を装着した患者から、装具装着時における対応状況や使用実態等をアンケート調査により明らかにした上で、適正な価格設定についての考察を行い、提言としてまとめる。

### 【方法】

愛知支部において2018年4月から6月の間に支給された治療用装具療養費のうち、既製品名が記載されていないものは、装具業者に文書もしくは電話で聞き取りを行い既製品装具のデータベースを作成。このデータベースをもとに同一（もしくは類似）製品における価格のばらつきや市場価格（インターネット販売価格）との乖離等について分析を行う。

また、同データベースを利用し患者あてのアンケートを実施した。

アンケート対象者：2018年4月から6月までに支給決定された治療用装具療養費の中で、既製品治療用装具を購入した2,042名<sup>2</sup>。

アンケート方法：対象者にアンケート用紙を2018年4月9日から順次送付し返信用封筒にて回収。アンケート回答数：1,107名。（回答率：54.2%）

### 【結果】

治療用装具のうち既製品が占める割合は、件数の33.4%、金額の20.3%であった。対象データを基に既製品の支給件数（一年間）を粗く推計すると、協会けんぽ全体<sup>3</sup>では約8.8万件、医療保険全体<sup>4</sup>では約46.4万件となる。対象データを基に既製品の支給金額（一年間）を粗く推計すると、協会けんぽ全体では約12億円、医療保険全体では約72.2億円となる。

---

<sup>1</sup> 平成29年度協会けんぽ月報より。

<sup>2</sup> 製品名は判明しなかったが、既製品の可能性が高い106名を含む。

<sup>3</sup> 平成29年度月報の協会けんぽ全体の支給件数・支給金額に、既製品割合を乗じて推計。

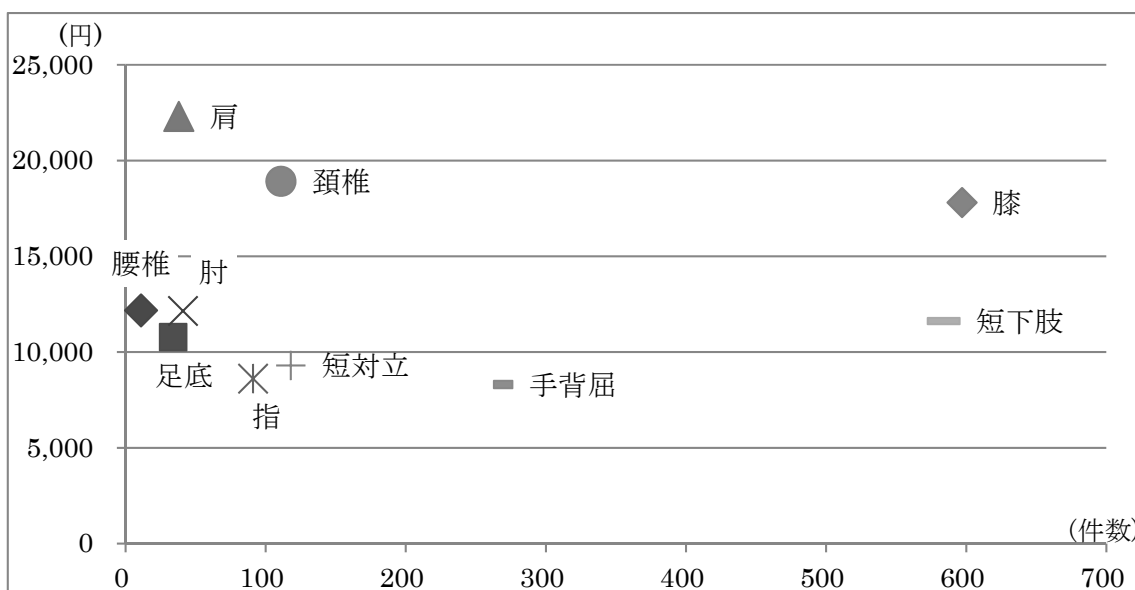
<sup>4</sup> 厚生労働省保険局調査課「平成27年度の医療費等の状況」における療養費の内訳の協会けんぽと医療保険計の比を用いて、医療保険全体での支給件数・支給金額を割り戻して粗い推計を行った。

(表 1：既製品装具の件数・金額)

	総件数	総金額	平均価格
治療用装具	5,793 件	131,116,898 円	22,634 円
既製品判明分	1,936 件	26,659,944 円	13,771 円
既製品割合	33.4%	20.3%	

既製品であると判明した物のうち、部位ごとの申請件数・平均価格を集計した。

(図 1：部位別 申請件数・平均価格)



	腰椎	足底	肩	肘	指	頸椎	短対立	手背屈	短下肢	膝
申請件数	11	34	38	41	91	111	118	263	584	597
平均価格	12,171	10,780	22,301	12,145	8,612	18,911	9,299	8,306	11,615	17,802

このなかで特に申請数が多かった、膝・短下肢（足首）・手背屈（手首）・短対立（母指）・頸椎について、詳細な集計・分析を行うこととした。

#### <集計①>

部位ごとの価格の分布について集計した。

【膝】 5,001 円～30,000 円の価格帯に、大多数が広く分かれて存在する。また、60,000 円以上の高額な製品もある。

【短下肢（足首）】 5,001～15,000 円の価格帯に集中している。

【手背屈（手首）・短対立（母指）】 5,001～10,000 円の価格帯が大多数である。

【頸椎】 10,001 円～15,000 円と 20,001 円～35,000 円の価格帯に、分かれて存在している。

(表 2：部位ごとの価格分布)

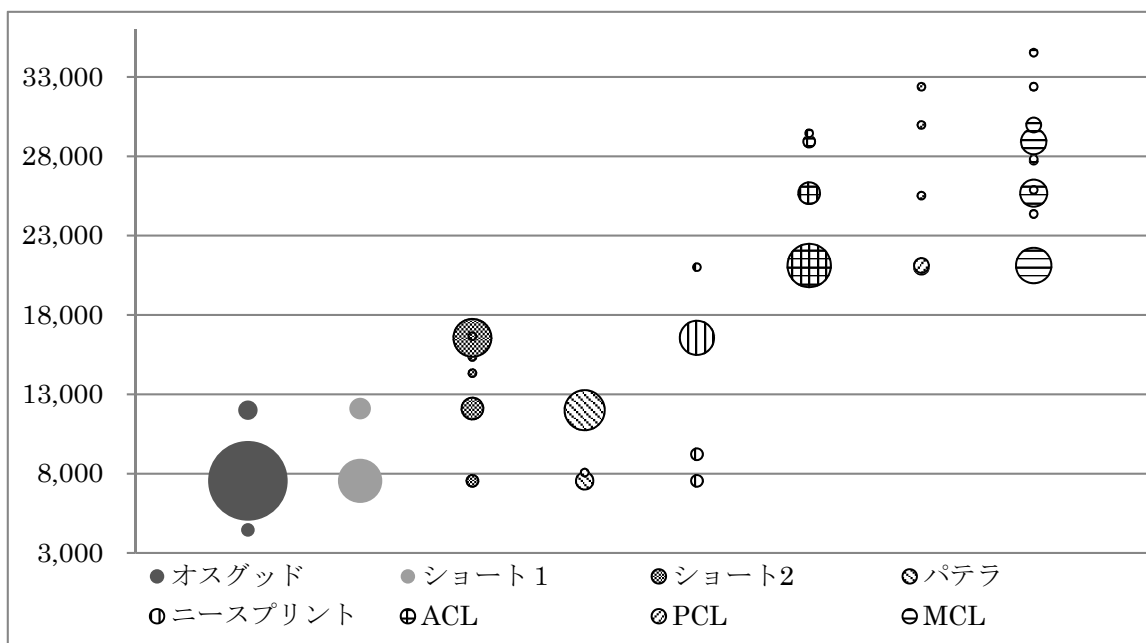
部位 \ 価格	1 - 5,000	5,001 - 10,000	10,001 - 15,000	15,001 - 20,000	20,001 - 25,000	25,001 - 30,000	30,001 - 35,000	35,000 - 40,000	40,001 - 45,000	45,001 - 50,000	...	60,001 -
膝	2	147	88	178	105	53	6					18
短下肢		274	227	65	5	6	2			5		
手背屈	2	219	42									
短対立		84	31	2		1						
頸椎		3	56	1	21	13	16	1				

<集計②>

同一（もしくは類似）製品のうち、複数の価格（業者ごとの価格差）があるものを抽出し、製品ごとの価格について集計しグラフで表した。尚、グラフは、縦軸が価格（円）、横軸が製品別、マークの大きさは価格ごとの件数となっている。

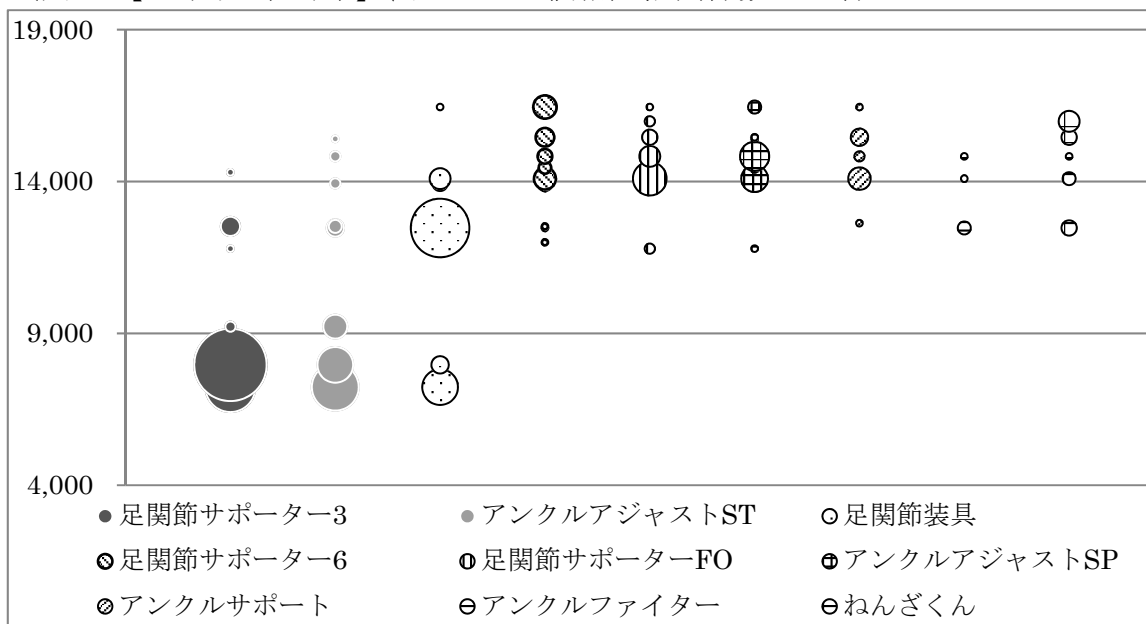
集計の結果、同一製品にもかかわらず最大で 2.8 倍の価格差が存在することが明らかとなった。

(図 2：【膝】製品ごとの価格) 抽出件数 286 件



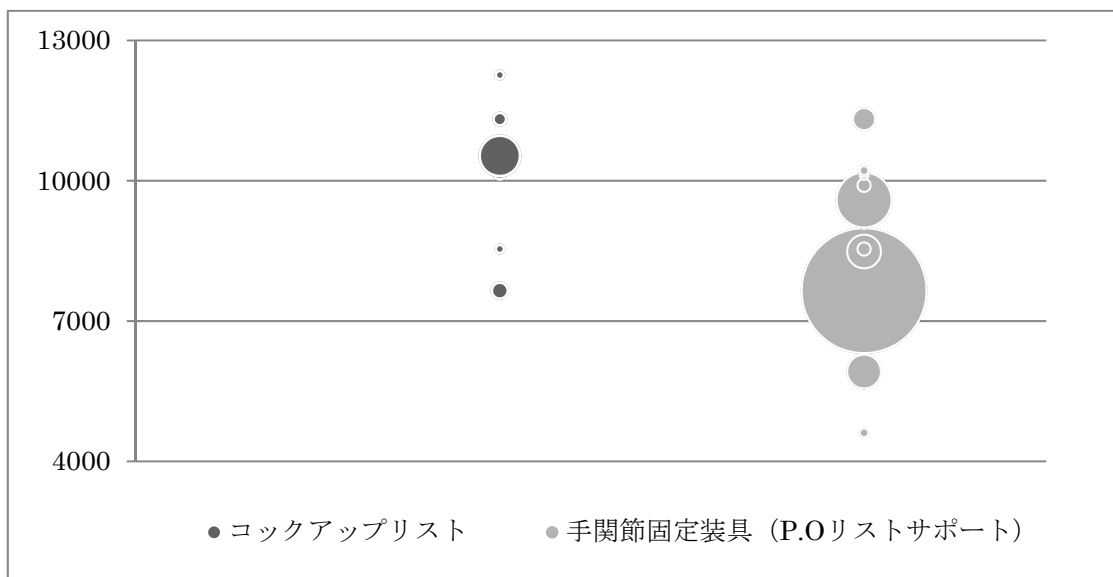
	オスグッド	ショート1	ショート2	パテラ	ニースプリント	ACL	PCL	MCL
価格差(倍率)	2.7 倍	1.6 倍	2.2 倍	1.6 倍	2.8 倍	1.4 倍	1.5 倍	1.6 倍

(図3:【短下肢(足首)】製品ごとの価格) 抽出件数 446件



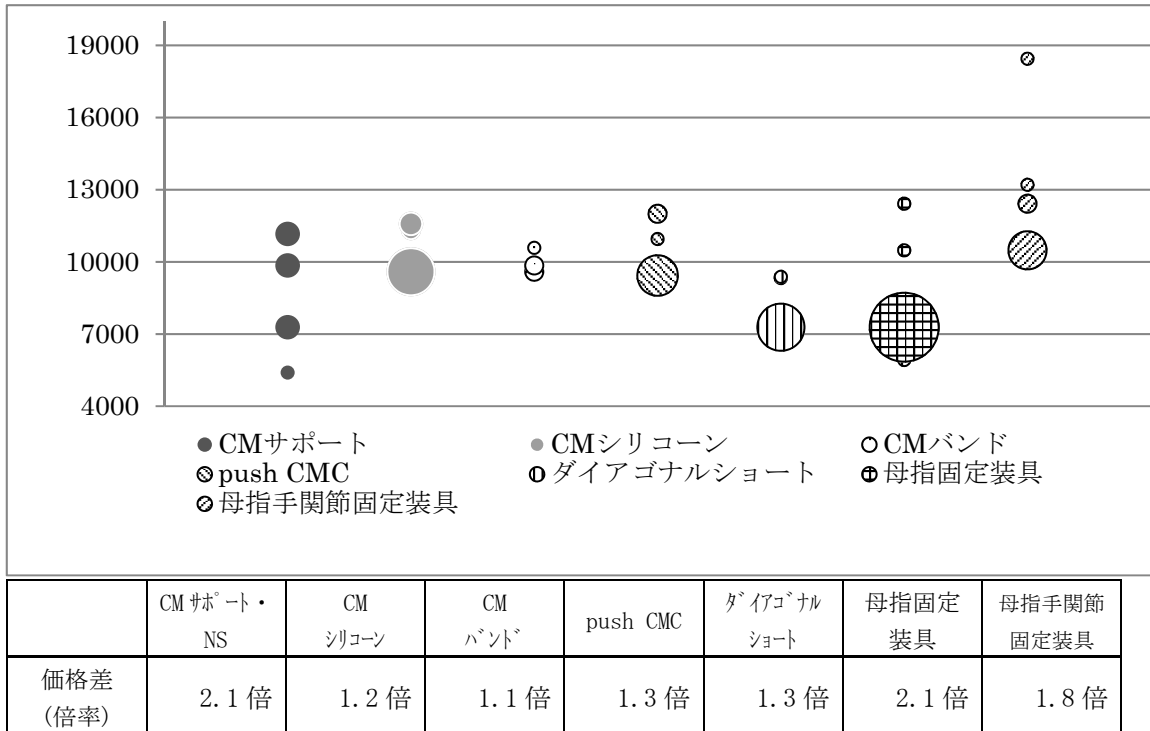
	足関節サポーター3	アンクルアジャストST	足関節装具MS	足関節サポーター6	足関節サポーターFO	アンクルアジャストSP	アンクルサポート	アンクルファイター	ねんざくん
価格差(倍率)	2.0倍	2.1倍	2.3倍	1.4倍	1.4倍	1.4倍	1.3倍	1.2倍	1.3倍

(図4:【手背屈(手首)】製品ごとの価格) 抽出件数 233件

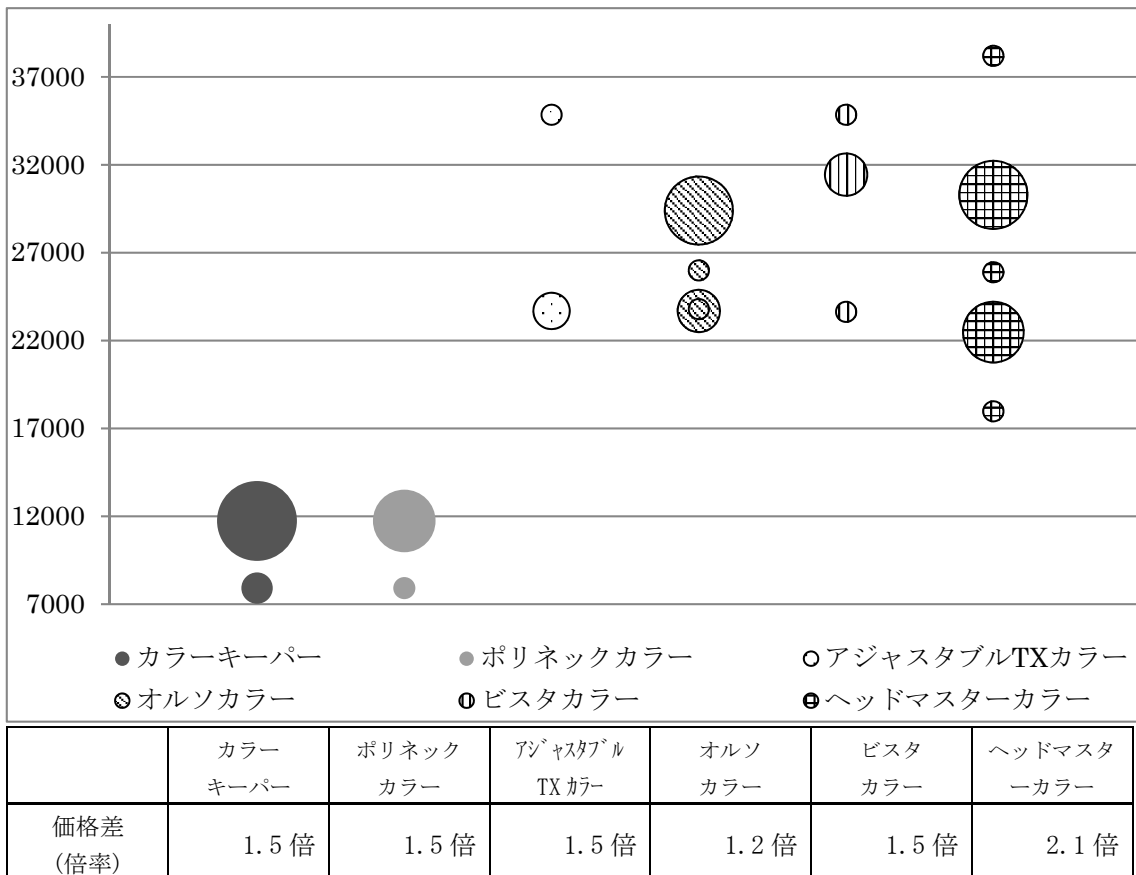


	コックアップリスト	手関節固定装具
価格差(倍率)	1.6倍	2.5倍

(図 5 : 【短対立 (母指)】 製品ごとの価格) 抽出件数 101 件



(図 6 : 【頸椎】 製品ごとの価格) 抽出件数 95 件



<集計③>

既製品装具ごとの最も件数が多かった価格（以下、最多価格）とインターネット販売価格<sup>5</sup>（以下、ネット価格）との比較を行った。

全ての製品について、最多価格がネット価格を上回っており、両者の価格差は最大で12,876円、倍率では3.6倍であった。

(表3：【膝】最多価格とネット価格との比較)

	オスグッド	ショート1	パテラ	ニースプリント
最多価格(a)	7,545	7,545	11,999	16,558
ネット価格(b)	2,100	4,980	3,888	5,940
差額(a-b)	5,445	2,565	8,111	10,618
倍率(a/b)	3.6倍	1.5倍	3.1倍	2.8倍
	ACL	PCL	MCL	
最多価格(a)	21,117	25,676	21,117	
ネット価格(b)	12,800	12,800	12,800	
差額(a-b)	8,317	12,876	8,317	
倍率(a/b)	1.7倍	2.0倍	1.7倍	

(表4：【短下肢（足首）】最多価格とネット価格との比較)

	足関節 サポーター3	足関節 サポーター6	足関節 サポーターF0	アングル サポート
最多価格(a)	7,964	16,453	14,095	14,095
ネット価格(b)	4,200	5,508	5,378	5,223
差額(a-b)	3,764	10,945	8,717	8,872
倍率(a/b)	1.9倍	3.0倍	2.6倍	2.7倍

(表5：【手背屈（手首）】最多価格とネット価格との比較)

	手関節固定装具
最多価格(a)	7,650
ネット価格(b)	3,348
差額(a-b)	4,302
倍率(a/b)	2.3倍

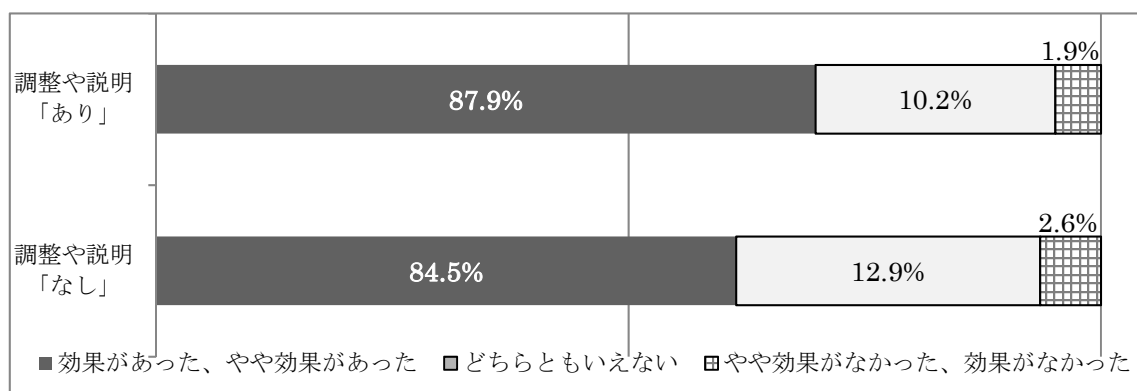
<sup>5</sup>2018年9月に大手通販サイトであるアマゾン・楽天・アスクルにて、価格調査を実施した。

患者アンケートの集計・分析について、設問ごとの結果は以下のとおり。

1. 装具業者の方から、装具を身体に合わせるための修正調整や、装着方法についての説明はありましたか。
  - ・あった : 787 (71.4%)
  - ・なかった : 276 (25.0%)
  - ・覚えていない : 39 (3.5%)
2. 装具を使用されて、効果(痛みや患部の負担軽減)はいかかでしょうか。
  - ・効果があった、やや効果があった : 961 (87.1%)
  - ・どちらともいえない : 119 (10.8%)
  - ・やや効果がなかった、効果がなかった : 23 (2.1%)

これらの結果から、装具の調整や説明がなかった場合でも、装具使用による「効果があった、やや効果があった」と回答している存在が明らかとなった。このため、1. および 2. の設問について、クロス集計を行った。

(図 7 : 装具業者による調整や説明の有無による効果の比較)



「効果があった、やや効果があった」について、装具業者による調整や説明「あり」の場合は 87.9%、「なし」の場合は 84.5%であった。

このことにより、効果の有無は感覚的なものであり個人差はあると思われるが、既製品装具の場合は、義肢装具士の調整や説明が個人の効果実感に与える影響は余り見られないということが分かった。



## 【考察】

今回の調査によって、同一（もしくは類似）製品であっても最大で2.8倍の価格差が存在すること、また、実態（市場価格）に合わず高額となっていること（最大で3.6倍の価格差）が確認できたが、これらの要因としては次の2点が考えられる。

1点目は、長年の背景として療養費申請のため必要な医師の指示書・装具費用の領収書には具体的な既製品名が記載されるわけではなく、「短下肢装具G軟性」などといった装具区分名の記載であった。そのため患者・保険者は使用される既製品名を確認することが出来ず、装具業者も含め価格についての意識が希薄であったことが考えられる。これについては、2018年2月19日厚生労働省保険局医療課長通知により既製品名の領収書への記載が義務付けられ、使用される治療用装具の透明化が図られたが、正しく記載されているか、また記載することによる価格への影響等について、今後注視していくことが必要である。

2点目は、既製品治療用装具の価格は、「購入基準」<sup>6</sup>から算定することとなっているが、この価格はオーダーメイドを念頭として算定されている。つまり、既製品治療用装具の価格は存在しないため、「購入基準」を当てはめることによる価格算定を各装具業者が任意に行わざるを得ない状況となっているため、同一製品における価格差や高額な価格設定が発生したと考える。

患者アンケートからは、装具業者による調整や説明が行われていないものがあり、簡易的な装具の存在が示唆された。よって、必ずしも専門職（医師、義肢装具士）による関与を必要とせず、また、同等の製品が多く市販されているものについては保険適用の範囲を縮小し、セルフメディケーションへの転換を図っていくことが必要ではないか。尚、これらを実施した場合に削減が見込まれる金額<sup>7</sup>は、協会けんぽ全体では約3.0億円、医療保険全体では18.1億円と推測される。

尚、今回の調査は、愛知支部で支給決定した治療用装具療養費をもとに行ったため、装具業者が東海エリアに偏っており、全国規模で同様の結果が出るのか確認ができていないことに留意が必要である。

最後に、今回の調査結果をもとに、既製品治療用装具について2点提言し、まとめとする。

- ① 既製品治療用装具について価格の基準を設けること。その価格には、薬価や材料価格と同様に市場調査（装具業者の仕入れ価格の調査）を実施し、その結果を反映させる必要がある。
- ② 長期的には、既製品治療用装具を療養費の対象外もしくは保険適用外とすることを検討してはどうか。

<sup>6</sup> 「障害者総合支援法の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」 別表1「購入基準」

<sup>7</sup> 既製品治療用装具の推定金額に、アンケート結果にて装具業者による装着方法の説明・調整がなかった割合である25.0%を乗じて算出。